

## 政治活動用の立札・看板等に係る証票の交付申請について

### 1 証票の交付申請手続

別添の証票交付申請書に必要事項を記入し、三木町選挙管理委員会まで持参(郵送不可)してください。

#### (1) ご持参いただくもの

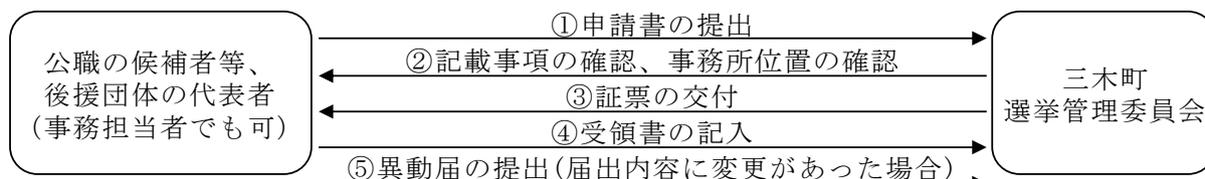
##### ア 候補者の場合

- 証票交付申請書(候補者用)
- 事務所の位置を示した地図の写し(事務所が存在することが分かる地図)
- 申請書に押印された候補者の印鑑(実印・認印の別は問いません。)

##### イ 後援団体の場合

- 証票交付申請書(後援団体用)
- 事務所の位置を示した地図の写し(事務所が存在することが分かる地図)
- 申請書に押印された後援団体の代表者の印鑑(実印・認印の別は問いません。)
- 申請書に押印された候補者等の印鑑(候補者等の記載事項を訂正する場合に必要になります。)
- 政治団体設立届の写し

#### (2) 交付までの流れ



### 2 掲示することができる立札・看板等の総数(公職選挙法施行令第110条の5第1項第8号)

#### (1) 候補者の場合

公職の種類	総数
三木町長	4
三木町議会議員	4

#### (2) 後援団体の場合

後援団体の区分	総数
三木町長に係るもの	後援団体の全てを通じ4
三木町議会議員に係るもの	後援団体の全てを通じ4

### 3 事務所ごとの数の制限(公職選挙法第143条第16項第1号)

1か所の事務所につき、2枚まで掲示できます。なお、1枚の立札・看板等の両面を使用したものは2枚と数えます。

### 4 大きさの制限(公職選挙法第143条第17項)

立札・看板等の大きさ(足を含めた全長)は、縦150センチメートル以内、横40センチメートル以内です。

### 5 掲示上の注意

立札・看板等は、政治活動のために使用する事務所(事務所としての設備を備えている実態のある場所)に掲示できます。事務所としての実態のない場所等(空き地、空き家、空き事務所、田畑、電柱、橋の欄干、届け出た場所から離れた駐車場や交差点)には、掲示できません。

<お問い合わせ先>

三木町選挙管理委員会事務局

Tel : 087-891-3301